

愛媛県産かんきつ消費拡大運動「みかんdeチャージ」プロジェクト宣言賛同要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県産かんきつ消費拡大運動「みかんdeチャージ」プロジェクト（以下、「みかんdeチャージ」という。）宣言への賛同について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所とは、主に県内に本社又は事業所を有して事業活動を行う者をいう。
- (2) みかんdeチャージ宣言とは、みかんdeチャージの趣旨に賛同し、作成した宣言をいう。
- (3) みかんdeチャージ宣言事業所（以下、「宣言事業所」という。）とは、第3条に定める手続により、みかんdeチャージ宣言書を交付した事業所をいう。

(賛同の手続)

第3条 みかんdeチャージの趣旨に賛同し、みかんdeチャージへの参加を希望する事業所（以下、「賛同事業所」という。）は、「愛媛かんきつ部」ホームページ内の参加申込みフォームに必要な事項を入力の上、手続を行うものとする。また、賛同事業所は、手続完了後に「みかんdeチャージ宣言書」（様式第1号）を同ウェブページからダウンロードの上、事務所内に掲示することとする。なお、宣言事業所は、えひめ愛フード推進機構のホームページに掲載するものとする。

(宣言事業所の基準)

第4条 宣言事業所は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- (1) 過去3年間に於いて労務管理、労働災害、労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- (2) 次の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、暴力団員でなくなつてから5年が経過していない者、その他前記に準ずる者）

(宣言事業所の記載事項の変更)

第5条 宣言事業所は、事業所の名称に変更があつた場合、第3条に定める手続を再度行うこととする。

(宣言事業所の辞退)

第6条 宣言事業所が第4条の賛同の基準を満たさなくなつたとき又は賛同の意思を失つたときは、えひめ愛フード推進機構事務局にその旨報告することとする。

(宣言事業所の削除)

第7条 えひめ愛フード推進機構は、宣言事業所が第4条の賛同の基準を満たさなくなつたことが明らかとなつたとき、法令に違反したとき、その他かんきつ消費拡大運動の趣旨に違反すると認められるときは、宣言事業所から削除することができるものとする。

(実績報告)

第8条 宣言事業所は、みかんdeチャージ終了後2週間以内に、別に指定する方法により、「みかんdeチャージ実績報告書」(様式第2号)をえひめ愛フード推進機構事務局に報告することとする。

(その他)

第9条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年10月5日から適用する。